

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	「国際戦略総合特区」(仮称)における特例措置	
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた「国際戦略推進計画」(仮称)に定められた「国際戦略総合特区」(仮称)において、同計画に記載された事業を実施しようとする者を対象とした特例措置である。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた「国際戦略推進計画」(仮称)に定められた「国際戦略総合特区」(仮称)において、同計画に記載された事業を実施しようとする者として当該地方公共団体の長の認定等を受けた(P)者について、法人税に係る投資税額控除、特別償却、所得控除、研究開発投資税額控除、及び所得税に係るベンチャー企業投資促進に関する特例措置を創設する。</p> <p>所得税及び法人税について当該措置が認められた場合、個人住民税(所得割)、法人住民税(法人税割)及び事業税について同様の効果を適用する。</p>	
関係条文	—	
減収見込額	100億円前後 ※地域活性化総合特区との合算	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成する観点から、実効税率について近隣諸国と比較して遜色のない水準まで低減を図る等の必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		1—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	地域活性化政策 地域活性化の推進
	政策の達成目標	「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上・・・が期待される」と定められている。 国際戦略総合特区の推進により、当該特区における投資による年間7,500億円前後の経済効果を発現させ、我が国経済全体の成長エンジンとして機能することを目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2020年まで
	同上の期間中の達成目標	「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、2020年までに実現すべき成果目標として、「拠点形成による国際競争力等の向上」が定められている。 国際戦略総合特区の推進により、当該特区における投資による年間7,500億円前後の経済効果を発現させ、我が国経済全体の成長エンジンとして機能することを目指す。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	次期通常国会において法律成立後、来年度中、速やかに「国際戦略総合特区」（仮称）を指定し、税制の特例措置が活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（法人税、所得税、登録免許税）を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進費（仮称）」として、約800億円を要求。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略推進計画」（仮称）に記載された事業に対し、上記の財政措置及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望の措置の妥当性	我が国経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—